

## 承認第4号

### 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和7年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和7年4月1日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 主な改正内容

##### （1）法改正による条項ずれに伴う文言整理

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、当該法律を引用する規定において条項ずれが生じたことから、所要の改正を行います。

【付則第3項から第5項及び第16項の改正規定】

#### 2. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。